

第 74 回神奈川県環境審議会 議事録

日 時：令和 4 年 8 月 25 日（木曜日） 9：00～10：30

場 所：神奈川県庁新庁舎 8 階議会第 4 会議室及び Web 会議

出席委員：青柳委員、井坂委員、大河内委員、落合委員、鎌形委員、片岡委員、
齊藤委員、白井委員、鈴木委員【会長】、高槻委員、藤倉委員、古米
委員、堀江委員、本間委員、松崎委員、松長委員【副会長】、山口委
員、吉坂委員

1 開会

- ・ 環境農政局長あいさつ
- ・ 出席委員数が過半数を超えており、会議が有効に成立していることを確認
- ・ 傍聴者の確認（傍聴希望者なし）
- ・ 新委員の紹介
- ・ 議事録署名は、会長及び副会長にて行うことを確認
- ・ 資料確認

2 議題

審議事項（1）会長及び副会長の選出

【長谷川環境部長】

はじめに、審議事項（1）会長及び副会長の選出についてです。参考資料 1 に
ございますように、会長及び副会長の選出につきましては、環境審議会条例第 4
条第 1 項の規定により、委員の皆様の互選により選出することとなっております。
また、第 1 回環境審議会での了解事項として、会長は学識経験者の中から、副会
長は県議会議員の中から選出することとされておりますので、この了解事項に基
づき、選出を行うこととし、御推薦をいただき、皆様にお諮りして決定したいと
存じますが、いかがでしょうか。

（異議なし）

御異議がないようですので、そのように決定いたします。なお、選出された会
長の指名により、環境基本計画部会の部会長、部会員を選出することとなってお
ります。環境基本計画部会では、環境基本計画や地球温暖化対策計画等の進捗状
況や見直しについて審議をいただく予定となっております。

それでは、まず会長の選出について、どなたか御推薦はございますでしょうか。

【藤倉委員】

会長は、国において環境行政に携わり、環境事務次官もお務めになられた鈴木委員にお願いしてはいかがでしょうか。

【長谷川部長】

御異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

御異議がないようですので、会長には鈴木委員が就任することとして決定させていただきます。それでは、鈴木会長には、会長席にお移りいただき、以降の進行をお願いいたします。

それでは、鈴木会長から一言頂いてもよろしいでしょうか。

【鈴木会長】

ただいま御選出いただきました鈴木でございます。環境先進県であります神奈川県環境審議会の会長ということで、その職責の重さを痛感しているところでございます。今後、委員の皆様や事務局の皆様方の御協力をいただきまして、重責を全うしたいと思っておりますのでどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは早速ですが、引き続き議事を進めたいと思います。副会長につきましてどなたか御推薦はございますでしょうか。

【堀江委員】

副会長は、神奈川県議会議員の中からということでありますので、私から松長委員を推薦させていただきたいと思っております。

【鈴木会長】

ありがとうございます。皆様いかがでしょうか。

御異議がないようですので、副会長は松長委員をお願いいたします。それでは松長副会長、こちらの副会長の席にお移りいただき、ごあいさつをお願いできますでしょうか。

【松長副会長】

おはようございます。副会長に選出をいただきました県会議員の松長でございます。まだまだ経験不足で、よく分からないこともありますが、まずは、

この推進計画が実効性のあるものになるように、会長からも御指導をいただきながら、進めてまいりたいと思いますので、これからどうぞよろしくお願いいたします。

【鈴木会長】

どうもありがとうございました。よろしくお願いいたします。

次に、環境審議会条例第6条第2項及び第3項に基づきまして、私から部会長及び部会員について、指名させていただきたいと思います。まず部会員ですが、昨年度まで部会員を務めていただきました、青柳委員、大河内委員、落合委員、片岡委員、高槻委員、藤倉委員、古米委員、松崎委員を指名させていただきます。

また、新たに、鎌形委員、白井委員についても、指名させていただきます。どうぞよろしくお願い致します。また部会長につきましては、藤倉委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

それでは、部会長並びに部会員の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

審議事項（2）神奈川県プラスチック資源循環推進等計画（素案）について

【鈴木会長】

では、審議事項（2）に移ります。事務局から説明をお願いします。

【矢板資源循環推進課長】

（資料1-1及び1-2に基づき説明）

【鈴木会長】

ありがとうございました。では、説明のありました内容について、御質問あるいは御意見がございましたら、御発言いただきたいと思います。

では、堀江委員をお願いします。

【堀江委員】

プラごみゼロ宣言にありますように、何としても県を挙げて、この問題に取り組んでいかなければならないと思っています。それには、県民一人ひとりの自覚が必要でありますし、そのことについて各市町村や各団体、そして事業者の皆様方の御理解を頂かなくてはならないと思うところです。

そういった中で、現行アクションプログラムの3番にある「クリーン活動の拡大等」に関して実績が発表されました。2022年度の参加者数の目標は70万人ということですが、2021年度の実績は28万人ということでした。それぞれの形の

中で、幅広く、この活動に県民の皆さん方の参画をいただかなければならないということでございます。ここに「クリーン活動の拡大」とありますが、この推進計画の中で、今後どのような形で県民や市町村、団体等に対するPRを行い、また、プラごみに対する活動に取り組んでいくのかということ伺いたいと思います。

【矢板資源循環推進課長】

クリーン活動の拡大につきましては、委員がおっしゃるとおり、広く県民に自覚していただくということで、広報活動に努めているところです。

一端といたしまして、今年の3月末にLINEの公式アカウントを開設しました。これは、プラごみゼロ情報を提供するアカウントです。こちらでは、市町村や、県が後援している活動団体のクリーン活動情報等を発信しております。登録の呼び掛けを学校で行ったり、チラシ等を作って海の家で呼び掛けたり、広報活動に努めているところです。クリーン活動をされている方々からは、こちらの情報発信を好意的に受け止めていただいております。広く参加者の募集をかけたい場合などに利用していただいております。

その他、県の広報誌やホームページにおいても情報を発信しております。また、県内の全市町村において、このプラごみゼロ宣言についての賛同をいただいております。先進的な取組を行っていらっしゃる市町村もありまして、そのような市町村を通じて、学校や市民への呼び掛けを行っていただいております。このような広報活動を、さらに進めていきたいと考えております。

【堀江委員】

具体的にどのような形で、県民と団体、そして市町村が一緒になって、このアクションプログラムに参加していくのでしょうか。費用対効果をどう出していくかということです。山、川、海という、この自然環境の中で、例えば、県全体の統一的なクリーン作戦デーといったものを設けて、その作戦に全県民が取り組んで行くというような運動を展開するとか、指針を出すことによって、県民一人ひとりが参加をするというような考え方はないのでしょうか。そのような考え方があるようでしたら、伺いたいと思います。ないようでしたら、そのような考え方をこれからどう進めていくかということが大事だと思いますので、お考えをお伺いします。

【矢板資源循環推進課長】

全県一斉清掃デーというのは、なかなか難しいところだと思うのですが、現行でもクリーンキャンペーンとして、市町村にも入っていただけて美化活動等を行

っております。市町村単位では清掃等の呼び掛けも行っていますので、条例改正や計画を踏まえて、こういった取組をより一層強化していきたいと考えております。

もう1つ、先ほど申し述べるのを失念して申し訳ありませんが、環境教育の部分で、海岸の清掃活動等を行っているかながわ海岸美化財団の学校キャラバンという取組があります。これは、プラごみの実態などを学校で周知等する活動ですが、こちらのノウハウを生かした形で県において映像教材を作りまして、学校での環境教育を行ったり、この日を清掃デーにしようといった、学校による自主的な取組を促していきたいと考えております。全県一斉に清掃を行うといったクリーンキャンペーンというよりは、皆様が自主的に、できるところでやっていただくという面での周知、啓発を進めていきたいと考えています。

【堀江委員】

今のキャラバン隊につきまして、どういった中で運営されておられるのかを、お伺いしたいと思います。

【矢板資源循環推進課長】

こちらの学校キャラバンについては、かながわ海岸美化財団の普及啓発活動として取組を実施していただいております。市町村と美化財団が連携して実施していると聞いております。

【堀江委員】

先ほども申し上げたとおり、費用対効果はどうなっているのでしょうか。美化財団が中心になって取り組んでおられるということですが、その費用対効果はどうですかということをお伺いしています。

【矢板資源循環推進課長】

普及啓発に関しましては、その効果の数量を把握するというのはなかなか難しいところがございます。海岸の漂着ごみの量とか、そういったところで測ることも難しいところです。普及啓発の効果については、意識の変革と、それに伴う行動変容になるかと思えます。そういった部分については、県民の意識調査といったものにおける数値の向上等を目指していきたいと考えております。

キャラバン隊の効果という点では、行った学校での小学生の意識変容ということになると思いますが、どこの学校で実施しても、「こんなことは知らなかった、これから気を付けていきます」というような声が、美化財団に寄せられるということです。草の根活動的なところで、行われているものと考えております。

【堀江委員】

美化財団が中心になって、このクリーン作戦の取組をしておられるということですが、先ほど申し上げましたように、市町村や団体との関係もあり、県下統一のクリーン作戦デーといったものをもって全県的に取り組んでいかれる考えがあれば、お聞かせください。

【矢板資源循環推進課長】

6月を環境月間としております。そこでのクリーンキャンペーンといったものを実施しており、その強化を図ってまいりたいと考えております。

【堀江委員】

具体的にどう進めるかということをお聞きしているわけです。市町村や各団体の活動を含めて、このアクションプログラムの中でどう位置付けされていかれるのかという思いがします。私も相模川の方で、内水面漁連の団体で取組をさせていただいておりますが、1団体だけでは、やはりだめですね。県も市町村も、各団体も一緒になって、山、川、海の連続性の中で環境問題に取り組んでいかないと、プラスチック問題もなかなか解決できないと思うわけです。山の方では、ハイカーが山に入ってくるのですが、そのハイカー達がプラスチックごみやペットボトルなどを散乱させていきますと、いずれは山から川へ、川から海へということになって、海岸のプラスチックごみの原因になってしまうわけです。そのようなところも、財団の中でどう取り組んでいかれるのか、また、市町村との関係もどう取り組んでいかれるのかということです。私がやっているような団体等も含めて、総合的に、一体的にこのプラスチックの問題を考えていかないと、課題を解決できないと思います。この考えについて、県の対策、これからの推進、取組についてお聞かせいただきたいと思います。

【長谷川環境部長】

堀江委員がおっしゃるとおり、海岸ごみにつきましては、海だけではだめで、街、山、川が一体となってやらなければいけないということで進めているところでございます。具体的に、県一斉デーといったお話がありましたけれども、6月の環境月間、あるいは、ごみゼロの日ということで5月30日前後に、県だけではなく、全国的に一斉にやろうという取組がございまして、ですから、県一斉デーといったものを改めて設けるかどうかということは、また検討させていただくとして、既存の全国でやっているごみゼロだとか、環境月間というところも含めて、検討させていただきたいと思っております。

【堀江委員】

そのように大事な取組をしていただかなければ、このプラごみゼロ宣言の効果を上げることはできないと思います。是非、これを申し上げたいと思います。

【鈴木会長】

ありがとうございます。では、藤倉委員お願いします。

【藤倉委員】

2点申し上げます。1点目は具体的な話ですが、最近、不織布のマスクが道路などに散乱している状況をよく見かけることです。不織布の素材はポリウレタンなどのプラスチックですので、厳密にはプラごみになると思います。海外では、海中に漂うマスクの写真なども報道されていますが、このマスクに関しては、ポイ捨てを意図的にするというよりは、風で飛んでいってしまったとか、それを無理に拾わないといったことが原因になっているように思います。そこで、紙なのかプラスチックなのか分からないようなものも、実はプラスチックだといった情報を、県民に出していただきたいと思います。また、特にマスクは象徴的な物なのですが、「風に飛ばされても必ず拾ってください」とか「きちんとゴミ箱に自分の責任で入れましょう」というようなことを、コロナと相まって、この際、うまく普及啓発をしていただけたらいいのではないかと思います。素案のどこかにどう位置付けるかという具体的な案はないのですが、このような衛生製品が、実はプラスチック製品であるというのは多いので、御検討いただきたいと思います。

2点目は、全体的な話です。特に、ワンウェイプラの削減などにおいて上流側になる事業者に対してのことです。今、賛同する事業者を募るとか、モデル事業をやるといようなことがなされている、あるいはこれをやっていこうということなのですが、もう少し、地球温暖化対策、その他、産業廃棄物の指導などとも相まって、事業者に対して、環境に良いことをしたら経済的インセンティブがあるような仕組みというのを、プラスチックの面からも、御検討いただいてはどうかと思います。もっと言いますと、県が色々な形で事業者に対して経済的支援をする仕組みというのが環境ではない分野でもあると思いますが、プラの削減をしている事業者には補助率を加算するとか、何らかの経済的インセンティブというのを、中期的には、是非、考えていただきたいと思います。こちらは要望ですので、意見として申し上げます。

【鈴木会長】

ありがとうございます。今、御提言等をいただきましたが、事務局の方から何かコメントはあるでしょうか。

【矢板資源循環推進課長】

御提言ありがとうございます。実はプラスチックであるというものについて、コロナと相まってというアイデアを頂きましたので、検討してまいりたいと思います。

事業者に対するインセンティブにつきましては、他部局との連携を進めて検討してまいりたいと思います。

【鈴木会長】

ありがとうございます。では、高槻委員お願いします。

【高槻委員】

資料1-1などに示されたクジラの赤ちゃんが涙を流しているデザインは、非常に印象的で、デザイン的にも優れているなどと思います。一方で、プラスチック問題をこのクジラの赤ちゃんで象徴すると、プラスチック規制はクジラの赤ちゃんが困ることを止めるためだと受け止められる可能性があり、少し違和感があります。

専門外の者としての質問ですが、人間生活にとって、プラスチック問題で一番深刻なことはどのようなことなのかを、専門の方からお聞きしたいなどと思います。

【矢板資源循環推進課長】

1つは、国際的な高まりもある、海洋プラスチックの観点があると思います。大型のプラスチックごみもそうなのですが、海洋に出たプラスチックが風化し、また紫外線によって微細になり、マイクロプラスチックといった小さいものになって、これまで届かなかったようなところまで有害物質を運んでいく媒体になるということが懸念されています。国際的には、こういったプラスチックごみの海洋への追加的な流出を止めていこうと決められました。

もう1つの観点は、脱炭素の部分でございます。気候変動に対応したものとして、石油由来のプラスチックをバイオマス素材に変えていく、紙や木といった素材に変えていくことで脱炭素を図っていくということです。

これらがプラスチックの世界的な取組としての大きなものであると認識しています。

国の資源循環戦略も、バイオマス素材に切り替えていくということで、世界的な動向にも経済的に太刀打ちできるようにという内容となっております。

【高槻委員】

よく分かりました。地球レベルでは、ものすごい量のマイクロプラスチックが海底に蓄積し始めていると聞いたことがあります。クジラの赤ちゃんは海洋問題としてのシンボルではありますが、大きい問題はそれだけではないのだということの啓発が大事だと思いました。

【鈴木会長】

なぜプラスチック問題を解決しなければいけないのかということが、今のところ、明示的に書き切れていないのかなとも考えられますので、少し工夫をお願いしたいと思います。

【高槻委員】

クジラの赤ちゃんのためというふうに誘導されている感じがあるので、それが気になったということです。

【鈴木会長】

では、新しく委員になられた白井委員、お願いします。

【白井委員】

委員の紹介に間に合わず、大変失礼いたしました。国立環境研究所の白井です。専門は大気化学です。マイクロプラスチックとかりサイクルについては、うちの研究所に専門の者がおりますが、私はその専門ではないこと御了解いただいた上で、意見を聞いていただければと思います。

今回の議案で思いましたのは、プラごみゼロの取組の中で、県としては、どこに重きを置いていращやるのかということが、もう少し分かるといいなということです。資料1-3の図2に、家庭内のごみについてのフローがあります。ごみの中で分別収集されたものはリサイクルをし、分別収集されないものは可燃ごみとして焼却処理をし、その中で熱回収、サーマルリサイクルがされるものと、されないものがあるということですね。サーマルリサイクルを含めてリサイクル率を上げようというのは分かるのですが、これを見ると燃やしてしまうものも含めてリサイクル扱いになっています。県として、そこに関して、比率をどうしたいといった、何かお考えがあるのかということをお聞きしたいと思いました。燃やすのが悪いというのではなく、それが効率的なリサイクル方法であるので、それはそれとして進めるということなのかということです。資料のどこかで、今はサーマルリサイクルが6割という表現を見た気がするのですが、結構多い感じ

がします。それに関して、どうかしたいのか、それはそれでいいと思っていられっしやるのかということも伺いたいと思います。

それから使用削減についてですが、そもそもの使用を削減する案、先ほどの御説明の中でも、素材を紙や木に置き換えたり、リサイクルに適したプラスチック素材に置き換えることで、なるべくごみとして出るものを減らすということがありましたが、そちらの方に力を入れていくのかということです。今の資料ですと、全てを重点的に行っていく感じで書かれていますが、実際には「ここが減りやすいから、ここに重きを置いてやりたい」というのがあるのかなと思いました。実際には、現場としてどこに重きを置いて進めたいと考えていられっしやるかというのを、お伺いできればと思います。

【矢板資源循環推進課長】

どれもこれも重点的にという印象を与えてしまったかと思いますが、全国的な方針として、まずは発生抑制であり、次に再使用、再生利用で、それが叶わない場合には、熱回収なりということで方策を進めています。国の施策に準じた形で進めていくということが、プラスチック新法では自治体の責務として定められているところです。発生抑制、素材転換の部分につきましては、プラスチックが様々な形で使用されておりますので、産業界それぞれで適切なものへ転換していくということを、国を挙げて再資源化に向けて働きかけています。バイオマスプラスチックの導入のロードマップも示しており、「こういったジャンルについては、こういったものを」ということを示しています。自治体の役割は、そういった情報などの伝達や先行事例の共有などであり、まずは発生抑制、素材転換のところを示していきたいと考えております。

その他、象徴的なものとしてペットボトルの再生利用でございますが、これはプラスチックの再生利用の部分になろうかと思えます。今、技術的にペットボトルからペットボトルへの再生が可能となってきたところですので。これまでの缶や瓶と同じように、ペットボトルの原料はペットボトルであるといったことが実現していけるような技術ができてきているところですので、分別収集、汚染されないような回収の仕方ということを業界と連携して進めていって、新規の石油由来のペットボトルがなくなるような形でのリサイクルを考えております。この部分については、マイボトルの推進などで使用自体を減らしていくけれども、使うものについてはペットボトル由来にしようといったことを業界と一緒に進めていきたいと考えております。

熱回収につきましては、県内で熱回収の大きいところは、市町村の焼却炉です。市町村の焼却炉では、熱回収装置が付いているところがほとんどです。家庭からのごみにつきまして、容器包装リサイクル法の対象となるプラスチックについて

は分別収集されておりますが、その他のプラスチック使用製品廃棄物につきましては、燃えるごみとして処理をしているところです。これらを分別収集している市町村もあるのですが、少数にとどまっています。そこについても、市町村の責務として分別収集、再商品化というのがプラスチック新法で定められておりますので、市町村への技術的な支援というのが都道府県に課せられているところです。市町村と対話を進めながら、家庭から出てくるプラスチック使用製品を、どのように分別収集、再商品化していくのかという方策を探りつつ、焼却しなければいけないものについては、市町村の熱回収のある焼却炉での熱回収をしていくということを進めてまいりたいと思います。

産業廃棄物については、それぞれの事業者の処理になりますので、排出抑制を基本としまして、排出されたもの、最終的に燃やさなければいけないような汚染されたプラスチック等については、最低限、熱回収があるところでの処理というのを呼びかけていきたいと考えております。

【白井委員】

私も、そもそもの使用削減が一番重要だと思っております。その辺りは製造業だとか流通ですとか、産業界とのやりとりになるので、一般家庭よりも取組を進めやすいのかなと感じました。リサイクルの方も同様で、やはり製品を作るときからリサイクルを考えていくということになると思うので、やはり事業者さんの協力が実質的には大切なのかなと思いました。

サーマルリサイクルについては、なるべく減らしていきたいというのがあれば、リサイクル率を示すときに内訳の数値目標を作るとか、何らかの指標があってもいいのかなと思いました。

【鈴木会長】

ありがとうございます。では、井坂委員お願いします。

【井坂委員】

白井委員のお話とも少し関連する話です。計画の進行管理のところ、資料1-3の25ページ以降にある数値目標ですが、目標として掲げるのがこの4項目でよいのかということです。例えば、ワンウェイプラの削減実行委員会というのを作っているわけですから、ワンウェイプラの削減をどの位の目標でやっていくのかとか、リサイクルのそれぞれの目標を立てないのか、ということが気になります。この項目を増やすことができるのかということと、増やすとしたら、先ほど述べたようなことを入れた方がよいのではないかと思います。

【矢板資源循環推進課長】

ワンウェイプラの削減目標設定ということですが、御承知のとおり、ワンウェイプラは多岐にわたっております。レジ袋が象徴的だと思うのですが、テイクアウト容器もありまして、県内におけるそれぞれの出荷状況や利用状況を測ることが、なかなか難しいところです。

ただ、レジ袋の辞退率などについては、これまでも情報収集をして公表しております。そういった取組は進めてまいりたいと思いますが、目標数値として設定できるかどうかにつきましては、検討させていただきたいと思っております。

【井坂委員】

この資料を見ていて、この4項目だけでは計画の進行、実際に何を具体的にやって、どういう目標を持って、それまでに何をやるかというのが分かりにくいし、実際にどれだけ力を入れてやるのかなということが、よく分からないと思います。

資料1-3の4ページに、国の方でも、6つの野心的なマイルストーンを目指す方向として掲げたという、6つの数値的目標が掲げられています。こういった形で掲げられている以上、これに向かって、県としては、どの分野をどのくらい削減するのかということを数値目標として掲げておいた方がよいのではないかと思います。その点はいかがですか。

【矢板資源循環推進課長】

こちらのマイルストーンについては、国が全体として示しているもので、業界全体をまとめた国の目標ということです。こちらについての都道府県の役割としては、県単位でその量を把握するというよりは、啓発の部分を中心に行ってまいりたいと考えているところです。このマイルストーンについては、国全体の排出量ですとか、利用されているものについては、ワンウェイプラの出荷状況ですとか、そういったところで把握されていくのかと思います。神奈川県への出荷状況を改めて把握していくというのがなかなか難しいところではございます。これの達成に向けての啓発部分が、都道府県の役割と考えているところです。

【井坂委員】

国が定めて、県としては、なかなか把握が難しいから目標設定もできないということなのかもしれませんが、例えば、先ほどのサーマルリサイクルについて見れば、市町村の焼却炉ということでしたので、市町村に調査をかけて把握できるし、市町村がどうやってサーマルリサイクルを少なくするかという方策は、県としても把握できると思います。国がこういうふうにするというのではなく、県としてできることを数値目標として掲げるということが大事なのではないかと思

ます。この4項目だけだと、本当にこれが計画の目標なのかなとも思ってしまうので、まだ素案といった検討段階ですから、もう少しその辺りの目標を増やすことも含めて検討していただきたいと思います。

【矢板資源循環推進課長】

御指摘ありがとうございます。市町村でも、新しく法律ができて、ではどうしていくのかという点で非常に困っています。情報が欲しいというところで、県も一緒になって情報収集等に取り組んでいます。御指摘いただいた計画の進行管理の表の部分ですが、分別率ですとか、有効利用量ですとか、熱回収に回していくものを減らしていくというところが、少し見えにくいかと思いますので、市町村と対話をしつつ、もう少し分かりやすい表現にしていきたいと考えております。

【鈴木会長】

青柳委員お願いします。

【青柳委員】

いくつかあります。まず、普及啓発・環境教育のところで、今回は小学生を相手にと書かれているのですが、このところは少し工夫できるのではないかと思います。

また、プラごみゼロ宣言の時は、どちらかというと海洋プラスチック問題が主で、ペットボトルが強調されていましたが、今回は、国の方の施策の変更と相まって、プラスチック全体に目配りするという形で、非常に包括的なものになって、良いなと思っています。

一方、包括的になった分、色々と難しい場面が出てきています。確かにリユースは必要ですが、プラスチックは非常に便利で有効なので、みんなが使いたい。なおかつ今は、COVIDの状況で、すぐに減らすというのはなかなか難しい。そういったなかで、プラスチックの成分を変えて、できるだけ悪い影響がないものに変えるということと、使い終わった後の処理をうまくすることで、環境影響を減らそうというのが主なあらすじだと思います。

そのときに、人々の使い方とか処理の仕方が、後々の処理に大きく影響してくるというのがプラスチックの特徴の1つではないかと思います。処理の仕方として、カスケードとって、川の水が上流から下流に流れるように、プラスチックが何度も繰り返して使われる。ただ、同じものにリサイクルできるのはペットボトルだけで、その他のものは、段々と質の悪いものにせざるを得ないわけで、本当に何にも使えなくなったらサーマルリサイクルにするというのが本来の考え方ですが、今は収集の都合でこのカスケードが途切れてしまう状況もあります。消

費者が出すときに、例えばペットボトルの中にタバコの吸殻を入れる方がいらして、ペットボトルに再生できなくなってしまう。使い方と捨て方でルートがかなり変わってしまうといったことがあります。

普及啓発においては、単に「現状がこうですよ、法律がこうになりましたよ」ということだけではなくて、「消費者なり使用者が、こういうふうに使って、こういうふうに出すだけでルートがかなり変わりますよ、かなり効率が変わりますよ」というところも訴えなくてはいけないと思います。藤倉委員がおっしゃったように、非常に細かいところからマクロなところまで全部お願いしなくてはいけないという、難しい部分があると思います。消費者に訴えたとすれば、日々の細かいところまで気を使ってやらないと、なかなか難しいかなと思います。「こういうマークがあって、こういうマークがあるときは、こう捨てましょうね」という廃棄物全般のルールから、プラスチック特有のルールもあって、難しい部分だなと思います。

先ほど、普及啓発・環境教育についてから口火を切ったのですが、今の話を踏まえると、小学生向けだけでよいのだろうかと思います。それから、この部分については、事業者や他の自治体と協力するというのが、あまり明示的には書かれていないのですが、むしろ販売するお店とか、物を作っている事業者さんに協力していただいた方が、良い教材ができるのではないかなと思いますので、そういった方面にも拡充するような方針も、今後考えていただければなと思います。

【矢板資源循環推進課長】

アイデアを頂きまして、ありがとうございます。おっしゃるとおり、出す人に適切に分けていただく、適切に捨てていただくというのが大事なところだと考えております。計画に盛り込むのか、もう少し分かりやすい啓発にするのかといった点については、検討させていただきたいと思います。御提案いただきました販売店とか製造に関わる方に協力していただくということについても、検討してまいりたいと思います。

【鈴木会長】

ありがとうございます。では、落合委員をお願いします。

【落合委員】

私もワンウェイプラスチックの削減について、一点意見がございます。事務局から基本方針として3R+Renewableということが出ています。先ほどの議論の中でも、優先順位という話が出てきたと思うのですが、皆さん御存知のとおり、リサイクルよりリデュースの方が優先順位が高いということがあります。

そこで、やはりワンウェイプラスチックの削減という部分に対して、もう少し重点を置くべきではないかと考えました。これは素案の 19 ページにあります「プラスチック使用製品の使用の合理化の促進」という部分について、内容をもう少し充実させたらいいのではないかと思います。ワンウェイプラスチックに関しては、12 種の特定プラスチック製品というのが定められています。フォークやスプーン、マドラー、クリーニング用のハンガーやカバーのプラスチックといったものがありますが、事業者に対する働きかけというところで、他の委員もおっしゃっていたように、消費者に対して本当に欲しいのかどうかという意思確認をするとか、他のものに代替するとか、有料化するとかといった方策が出されていますので、もう少し踏み込んで、神奈川県としてどうするのかという部分に関して 19 ページ、20 ページ辺りに盛り込んでいただいたらいいのではないかと思います。

【矢板資源循環推進課長】

素材転換の部分も入れたので、この重点政策の部分からワンウェイプラスチックというのが中に入り込んだ形になってしまいました。委員の御指摘のとおり、12 の特定製品ですとか、この計画全体として知っておいていただきたいことをコラムの形で盛り込んだりしておりますが、一般の方も分かりやすい形で示していきたいと考えております。御意見ありがとうございます。

【鈴木会長】

次回の審議会でも引き続き計画案について御議論いただく予定しておりますので、また御意見や気が付かれた点がございましたら、事務局の方に御連絡いただいて、計画に反映させていただければと思います。事務局の方も、今日頂いた御意見、今後頂く御意見なども踏まえて、さらに修正し、次回に提案していただければと思います。

個人的には、皆さんの御議論を聞いておりますと、何のためにプラスチックの計画を作るのかという問題意識を、もう少し記述してはどうかという感じがしました。また、その問題点を解決するために、何を重点的に行うのかという政策の整理、政策をちゃんとフォローできるような目標値の設定がこれで十分かという問題意識、それから、結局は県民の行動を変容させていくということが必要になると思いますので、県民が一体となってやれるような運動論、消費者の方への細やかな配慮、事業者への要望など、色々あると思いますので、その辺りをうまく整理して提案いただければと思います。よろしくお願いします。

それでは、この議題の審議はここまでといたしまして、次の議題に移ります。

報告事項（１）令和３年度大気環境・水環境の状況等について

【鈴木会長】

それでは、次の議案、報告事項に移らせていただきます。

報告事項（１）として、令和３年度大気環境・水環境の状況等について、事務局から説明をお願いします。

【関大気水質課長】

（資料２－１に基づき説明）

【池貝環境科学センター所長】

（資料２－２に基づき説明）

【鈴木会長】

ありがとうございます。御質問等はありませんか。

【白井委員】

大変面白い結果を共有いただきありがとうございます。コロナ禍の影響が、ちゃんと見えているというのは貴重なデータだと思いました。こういった結果は、どこかで発表されているのでしょうか。

【池貝環境科学センター所長】

毎年発行しております所内の研究報告にて発表する予定で、インターネット上で公表します。

【白井委員】

一般にも公開されているものですか。

【池貝環境科学センター所長】

一般にも公開しております。

【白井委員】

こういった継続的なデータを採っているというのは非常に有用なので、このような結果は貴重なもので、一般にもデータ提供していただけるとありがたいと思いました。

【鈴木会長】

ありがとうございます。その他、御質問等ございませんでしょうか。

では、時間も押してきましたので、今の報告は了とさせていただきます。また何か御質問ありましたら事務局の方にお問い合わせいただければと思います。

報告事項（２）神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の改正について

【鈴木会長】

次の報告事項（２）は、神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則の改正についてです。事務局から説明をお願いします。

【関大気水質課長】

（資料３に基づき説明）

【鈴木会長】

ありがとうございます。ただいまの説明について、御質問等ございましたらお願いします。

よろしいですか。では、こちらも後で御質問等ございましたら事務局まで問い合わせていただきたいと思います。

以上で予定しておりました議案は終了いたしました。事務局から何かありますか。

【事務局】

次回の審議会は 12 月下旬を予定しております。詳細は後日、改めて御連絡をさせていただきます。事務局からは以上です。

【鈴木会長】

長時間にわたりまして、ありがとうございます。皆さんの御協力で、円滑にできたのではないかなと思います。次回もよろしく願いいたします。

（以上）